

令和2年度

瀬戸内市一般会計、特別会計歳入歳出決算  
及び基金運用状況審査意見書

令和3年8月

瀬戸内市監査委員



本意見書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された令和2年度瀬戸内市一般会計歳入支出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項で定める書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

また、同法第241条第5項の規定により同市長から審査に付された令和2年度の瀬戸内市に係る基金の運用の状況を示す書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

令和3年8月

瀬戸内市監査委員 小野 和 倫

同 小野田 光



# 目 次

ページ

第 1	基準に準拠している旨	1
第 2	審査の種類	1
第 3	審査の対象	1
第 4	審査の着眼点及び主な実施内容	1
第 5	審査の実施場所及び日程	2
第 6	報告等の表現方法	2
第 7	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
2	意見	3
(1)	総括意見	3
ア	意見の背景	3
イ	意見	4
(2)	個別意見	5
ア	決算書の表示が適正でないもの	5
(ア)	過年度収入未済の奨学資金貸付金の処理について	5
(イ)	生活保護費返還金の不納欠損額について	6
(ウ)	物品購入事務等に係る会計年度所属区分が適正でないものについて	7
イ	決算書の表示が適正でないもの及び効率性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの	10
(ア)	収入未済額における私債権の状況について	10
3	決算の概要	12

(注) 意見書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

- 1 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

- 2 ポイントとは、パーセンテージ間または指数間の単純差引数値である。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「—」・・・・・・・・・・ 該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「0」、「0.0」・・・・ 該当数値はあるが、表示単位未満のもの

「△」・・・・・・・・・・ 負数

- 4 本文中の市の例規に係る番号の記載は、原則として、瀬戸内市を表示していない。

(例) 瀬戸内市会計規則（平成16年瀬戸内市規則第46号）

→瀬戸内市会計規則（平成16年規則第46号）

## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（令和2年監査委員告示第2号）に準拠して審査を行った。

## 第2 審査の種類

決算審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定による審査）

基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査）

## 第3 審査の対象

地方自治法第233条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された、次の会計に係る決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

令和2年度瀬戸内市一般会計

令和2年度瀬戸内市国民健康保険特別会計

令和2年度瀬戸内市国民健康保険診療施設裳掛診療所特別会計

令和2年度瀬戸内市介護保険特別会計

令和2年度瀬戸内市後期高齢者医療特別会計

令和2年度瀬戸内市土地開発事業特別会計

令和2年度瀬戸内市企業団地造成事業特別会計

地方自治法第241条第5項の規定により瀬戸内市長から審査に付された、令和2年度に係る基金の運用の状況を示す書類

## 第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された令和2年度瀬戸内市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用の状況を示す書類について審査した。審査に当たっては、①決算計数の正確性、②予算執行の適正性かつ効率性、③財産の取得、管理及び処分  
の適正性、④資金管理及び運用の適正性かつ効率性などに主眼を置き、関係各部署から提出された決算に係る資料と照合することなどの方法により、書類の計数等について、審査を実施した。

また、例月現金出納検査、定期監査の結果も考慮に入れながら、予算の執行状況について、予算の執行に伴う関係書類を抽出により審査するとともに、必要に応じ関係者からの説明を聴取した。関係書類の審査については、虚偽表示等のリスクを念頭に、金額的重要性を勘案して抽出により審査を実施した。

## 第5 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：瀬戸内市役所（瀬戸内市邑久町尾張300番地1）

日程：令和3年6月30日から同年8月24日まで

## 第6 報告等の表現方法

監査委員は、瀬戸内市監査基準第20条第3項に基づき、監査等の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

## 第7 審査の結果及び意見

### 1 審査の結果

#### （1）各会計歳入歳出決算

審査に付された各会計の決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は、前記の着眼点及び主な実施内容により審査した限りにおいて、いずれも関係法令に基づき調製等されており、重要な点において、適正に表示しているものと認められた。なお、予算の執行については、個別意見に記載したように一部に是正・改善すべき事項が認められた。

#### （2）財産に関する調書

審査に付された財産に関する調書は、重要な点において、おおむね適正に表示されているものと認められた。

#### （3）基金の運用状況

基金の運用の状況を示す書類は証書類と符合し適正に表示しているものと認められた。また、基金の運用もおおむね適正に執行されているものと認められた。

## 2 意見

### (1) 総括意見

#### ア 意見の背景

瀬戸内市の令和2年度決算は、一般会計及び各特別会計を合わせた総額で、歳入計355億3462万余円、歳出計342億1428万余円となっている。

一般会計については、歳入263億1876万余円、歳出252億4565万余円であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は10億7310万余円となっている。そして、ここから翌年度へ繰り越すべき財源である1億7614万余円を差し引いた実質収支は8億9696万余円となっている。

一般会計の歳入についてみると、歳入全体の23.2%を占める市税については、収入済額が61億999万余円（調定額に対する収入済額の割合97.6%）となっており、元年度と比べると833万余円の増加となっている。また、2年度における市税の収入未済額については、1億4206万余円となっており、直近5年間で見ると、平成30年度までは減少傾向にあったが、30年度と比べると令和2年度は2320万余円の増加となっているため、効果的、効率的な徴収及び滞納対策に取り組む必要がある。

一方、歳出については、一般会計の予算現額279億8211万余円に対し、支出済額は252億4565万余円（執行率90.2%）となっており、ここから翌年度繰越額16億5358万余円を差し引いた不用額が10億8287万余円となっている。元年度に比べ増加額が最も大きかったものは、総務費の32億7447万余円の増加で、その主な要因は、総務管理費の増加によるものである。

瀬戸内市の2年度における普通会計の財政力指数、経常収支比率をみると、財政力指数については、0.58となっており、元年度に比べ0.01ポイント上回っている。近年、財政力指数は向上しているものの、将来を見据え、今後も向上を図る必要がある。また、経常収支比率については、82.0%で元年度に比べ0.9ポイント改善しているが、財政の硬直化を進行させないため、経常的経費の削減に努めるなど改善を図っていく必要がある。

監査委員は、監査資源が限られた中、組織目的の達成を阻害する要因（以下「リスク」という。）を識別し、リスクの内容及び程度を勘案するなどしたうえで、審査対象を抽出して決算審査を実施している。その結果、次のような状況が見受けられた。

市の年度末の予算執行状況については、会計年度を実際と異なる年度で処理している事態や、年度を繰り越すなどの事務手続きを行うことなく予算を執行している事態、市長の決裁を受けることなく不納欠損している事態などが見受けられた。また、財産に関する調書については、記載に関する基準がないことに伴い、監査委員が記載について判断できないものが

見受けられた。そして、債権管理については、徴収が不可能な債権について、債権放棄することができず、長い間債権情報を管理しているものが見受けられた。

## イ 意見

令和2年度における決算審査の結果や、個別意見を受けて、市の組織及び運営の合理化に資するため、次の点に留意し改善することを求める。

監査委員は、予算の執行に当たり、法令順守を原則としつつ、市が自ら法令等の範囲内で定めた例規等のルールを守っているかを確認し、意見するものである。その中で、3年連続、会計年度所属区分が実際と異なる不適正な事務処理が行われたことは、遺憾である。その背景には、市の内部統制が機能していない、若しくは、ルールが空文化している可能性があると認められる。そのため、市は、予算の執行に関して調査する権限を用いて、自ら年度末の執行状況などを検証することで、実態を把握し、財務会計事務が適正に行われることを確保する必要がある。同時に、空文化していると判断したルールは、そのリスクが大きくなる前に、簡略化することと、公平性、透明性を見定めたいうえで、見直しをすることなど適正に事務を執行できる環境に改善する必要がある。

財産管理に当たっては、財産に関する調書は、市民から託された貴重な財産を市民に公表するものであることの重要性を認識し、公有財産や物品情報を記載する基準を作成するなど、財産管理の適正化に努める必要がある。

債権管理に当たっては、市は、市民負担の公平性を図るため、債権について、適正に徴収を行うとともに、債権に関する横断的な規程等を設けたうえで、一定の条件を満たせば債権放棄等も可能となるよう、速やかに環境を整備する必要がある。

最後に、市は、市が掲げる「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」の実現を目指すために、誰もが安心して暮らし、幸福が実感できるまちを築くための施策を推進していく必要がある。特に、新型コロナウイルスによる現在の社会的状況を踏まえ、感染拡大を抑え込むとともに、生活や経済を支える取り組みを引き続き実施することで、市民の安心・安全な環境を構築する取り組みを推進していくことを希望する。

## (2) 個別意見

### ア 決算書の表示が適正でないもの

(ア) 過年度収入未済の奨学資金貸付金の処理について

市の収入事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び瀬戸内市会計規則（平成16年規則第46号。以下「規則」という。）等に基づいて行うこととなっている。

法によると、市の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖（以下「出納閉鎖」という。）することとされている。また、施行令によると、出納閉鎖後の収入は、これを翌年度の歳入としなければならないとされている。さらに、規則によると、歳入徴収者は、既に調定した歳入のうち当該年度の出納閉鎖期日までに収入済とならないものは、当該期日の翌日において翌年度の調定額に繰り越さなければならない、また、その繰越しをした調定済額で、翌年度の末日までに収入済とならないものについては、当該年度末日の翌日において、翌々年度の調定済額に繰り越し、その後順次繰り越さなければならないとされている。

そこで、令和2年度の一般会計及び各特別会計の決算審査に当たり、奨学資金貸付金償還金の元年度収入未済額8,579,600円の2年度への繰越状況を審査したところ、総務学務課は、元年度の末日（2年3月31日）までに収入済とならなかったものを、2年度に繰り越すべきものとして調定したにもかかわらず、2年4月20日に収入されたものを、2年度収入ではなく、元年度収入として処理していた。

このように、2年度で収入すべきものを元年度で収入し、結果として、2年度調定額及び収入未済額が23,000円過大となっていることは、法令等に違反しており、令和2年度一般会計歳入歳出決算書の表示の一部が適正でないと認められる。

このような事態が生じたのは、当該債権について、年度表示が明確でなかったことや法令等の認識が十分でなかったことなどによると認められる。

(イ) 生活保護費返還金の不納欠損額について

市の歳入事務は、瀬戸内市会計規則（平成16年規則第46号。以下「規則」という。）等に基づいて行うこととなっている。

規則によると、市は、歳入を収入するときは調定をしなければならず、既に調定した歳入について法令の規定に基づき時効の完成又は徴収権の消滅により歳入の欠損処分をすべきものがあるときは、市長の決裁を受けなければならないとされている。また、欠損として処理したものを除いて、既に調定した歳入のうち当該年度の出納閉鎖期日までに収入済とならないものは、翌年度の調定額に繰り越さなければならないとされている。

令和2年度の一般会計及び各特別会計の決算審査に当たり、生活保護費返還金の元年度収入未済額7,105,849円の2年度への繰越状況を審査すると、福祉課は、時効が完成したものの818,970円について欠損処分をするための規則に基づく書類を作成していなかった。そして、市長の決裁を受けることもないまま、翌年度に繰り越す調定額を減額することにより欠損処分を行っていた。

また、2年10月12日には、4月1日に行った調定額が誤りであったとして、市長の決裁を受けることもなく、62,000円を同様に調定変更により減額することで欠損処分を行っていた。そのため、不納欠損額が正しく記載されていない令和元年度及び2年度の決算書が議会に提出されていた。

このように、歳入の欠損処分をすべきものがあるときは、市長の決裁を受けなければならないとされているにもかかわらず、会計処理上の手続きを経ることなく欠損処分を行っていたことは、規則に違反しており、令和2年度一般会計歳入歳出決算書の表示の一部が適正でないと認められる。

このような事態が生じたのは、会計事務についての認識が十分でなかったことなどによると認められる。

(ウ) 物品購入事務等に係る会計年度所属区分が適正でないものについて

市の歳出事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び瀬戸内市物品管理規則（平成16年規則第52号。以下「規則」という。）等に基づき行うこととなっている。

法によると、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたものは、翌年度に繰り越して使用することができるとされている。また、請負契約や物件購入等の契約を締結した場合は、契約の適正な履行を確保するため必要な検査をしなければならないとされている。施行令によると、歳出の会計年度所属区分として、物件購入等、相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度とされ、検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（以下「契約書等」という。）に基づいて行わなければならないとされている。また、規則によると、相手方から物品の納入の通知があったときは、契約書等に基づき、必要な検査をしなければならないとされている。

令和2年度の一般会計及び各特別会計の決算審査に当たり、出納整理期間となる3年4月及び5月の支出について3年度予算の執行分も含む物品購入等に関するものを審査したところ、支出における会計年度所属区分が誤っているものが8件444,068円見受けられた（表1、表2参照）。

このうち、物品が3年度に納入されているのに実際の納入日より前の日付を検査日として記載することなどにより、物品が2年度に納入されたこととして2年度予算により支出していたものが5件356,213円見受けられ、その事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>3年度に納入されていたものを2年度に納入されたこととしたもの

健康づくり推進課は、3年3月23日に発注した物品について、4月12日の納入となっているにもかかわらず、3月31日に納入されたこととして検査し、2年度予算で279,763円支出していた。

<事例2>納入時に契約書等がなく、3年度に納品書で検査をしたもの

牛窓学校給食調理場は、3年3月26日にスライサー刃の研磨を業者に電話で発注していた。そして、研磨を終えたスライサー刃を3月31日に納入を受けたが、納品書と請求書は4月以降に送付されていた。

しかし、牛窓学校給食調理場は、納入を受けた3月31日には履行を確認するために必要な契約書等がないにもかかわらず、3月31日に遡り検査を実施したとして、2年度予算で6,600円支出していた。

また、物品が2年度に納入されているのに実際の納入日より後の日付を検査日として記載し物品が3年度に納入されたこととしたり、2年度中に発注をしていたのに、法令に基づいた年度を繰り越す事務手続きを行ったりすることなく、3年度予算により支出していたものが3件87,855円見受けられ、その事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例3>2年度に納入されていたものを3年度に納入されたこととしたもの

邑久中学校は、3年3月下旬に、物品を店舗で直接購入した。しかし、購入後に2年度予算が不足していることに気が付いた事務担当者は、店舗発行の納品書と請求書に日付の記載がなかったため、3年4月5日の日付を記入し、3年度予算で1,560円支出していた。

<事例4>年度を繰り越す事務手続きを行わず3年度予算で支出したもの

今城保育園は、3月上旬に、業者へ見積書を依頼し、年度内に納入可能であるとのことだったため、物品を発注した。

しかし、発注後、業者から、「在庫不足ですぐに納入できない。仕入れ先に発注をするため、時間がかかる。」との連絡を受け、実際に、納入され、検査したのが4月1日となったが、年度を繰り越す事務手続きを行うことなく3年度予算で82,885円支出していた。

また、これら8件について確認したところ、職員が、業者が作成する納品書や請求書を日付が空欄のまま受け取り、加筆している行為が5件見受けられた。

このように、納入された日と異なる日に納入されたとして処理したり、年度を繰り越す事務手続きを行わず処理したりすることなどにより、歳出の会計年度所属区分を実際と異なる年度で処理したことは、法令等に違反しており、令和2年度一般会計歳入歳出決算書の表示の一部が適正でないと認められる。

なお、監査委員は、平成30年度定期監査結果報告書において、業者が作成すべき書類に対し、特定の日を指示し記入させることや職員が後から日付を加筆する行為について指摘をしており、令和元年度決算審査意見書においては、検査事務の形がい化、職員が法令に反した不適正な行為が可能となっていた問題点を検証し再発防止を図る必要があると意見してきた。

決算審査では3年連続して会計年度所属区分の誤りが発生している。市は、部署固有の問題としてではなく、市全体の問題として、再度検証を行う必要がある。

表1 令和2年度予算から支出していたもの

No.	所属名	款名	項名	件名	支出金額 (円)	納品書や請求書の日付を 職員が加筆したもの	事例
1	健康づくり推進課	衛生費	保健衛生費	新型コロナワクチン接種に関する必要物品(計9点)	279,763	○	1
2	図書館	教育費	社会教育費	クレンゼ スプレー液(消毒用アルコール)代	21,450	○	1
3	長船中学校	教育費	中学校費	ニトリル手袋	38,500		2
4	牛窓学校給食調理場	教育費	保健体育費	スライサー雑刃・角刃研磨手数料	6,600	○	2
5	邑久学校給食調理場	教育費	保健体育費	研磨手数料(スライサー雑刃6枚)	9,900	○	2
合計					356,213		

(注)No.1については、国庫補助事業に該当している。

表2 令和3年度予算から支出していたもの

No.	所属名	款名	項名	件名	支出金額 (円)	納品書や請求書の日付を 職員が加筆したもの	事例
1	邑久中学校	教育費	中学校費	尿石除去剤	1,560	○	3
2	今城こども園 (今城保育園)	民生費	児童福祉費	食器深皿代	82,885		4
3	今城小学校	教育費	小学校費	色付蒸発皿	3,410		4
合計					87,855		

## イ 決算書の表示が適正でないもの及び効率性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの

### (ア) 収入未済額における私債権の状況について

市の歳入事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、瀬戸内市会計規則（平成16年規則第46号。以下「規則」という。）及び民法（明治29年法律第89号）等に基づき行うこととなっている。

法によると、債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利とし、権利の時効による消滅は、その他の法律に特別の定めがある場合は、その法令の規定によるものとされている。また、権利の放棄は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、議会の議決によるとされている。

そして、規則によると、市は、歳入を収入するときは調定をしなければならず、既に調定した歳入について法令の規定に基づき時効の完成又は徴収権の消滅により歳入の欠損処分をすべきものがあるときは、市長の決裁を受けなければならないとされている。

市の債権は、公法上の債権と、私法上の債権（以下「私債権」という。）に分類され、私債権の権利の時効による消滅は、民法の規定によるものとなり、時効の完成等はしても、当事者が時効の援用をしない限り、債権の消滅はしないもの（以下「長期未収債権」という。）となる。

令和2年度の一般会計及び各特別会計の決算審査に当たり、市の収入未済額571,005,934円のうち、長期未収債権を確認したところ、表3のとおり、49件計240,151,687円（42.1%）となっていた。

市は、これら長期未収債権を管理するに当たり、市民負担の公平性を図るためには、債権について、適正に徴収を行うことは当然である。一方、市では、私債権に係る債権管理に関する規程等がないことから、徴収が不可能な債権について、不納欠損処理がされず、長期間その債権情報を管理する状況が見受けられ、職員の事務負担増や効率性を阻害している。

したがって、市は、適正に徴収を行うとともに、債権に関する横断的な規程等を設けたうえで、一定の条件を満たせば、債権放棄等も可能となるよう、速やかに環境を整備する必要がある。

なお、表3に含まれない債権において、福祉課は、私債権である生活保護申請者一時支援金18,000円を、議会の議決による権利の放棄もないまま2年度中に不納欠損処分していた。

このように議会の議決による権利の放棄もないまま不納欠損したことは、法令等に違反しており、令和2年度一般会計歳入歳出決算書の表示の一部が適正でないと認められる。

表3 令和2年度一般会計歳入歳出決算書における収入未済額のうち、私債権で長期未収債権となっているもの

所属部署名	私債権名	時効対象人数(人)	時効対象金額(円)
市民課	住宅新築資金等貸付金償還金	40	235,696,987
市民課	生業資金貸付金元利収入	4	781,400
総務学務課	奨学資金貸付金償還金	5	3,673,300
合計		49	240,151,687

### 3 決算の概要

令和2年度の瀬戸内市一般会計及び各特別会計の決算額は、表4、表5のとおり、歳入計355億3462万余円（予算対比95.0%）、歳出計342億1428万余円（予算対比91.4%）となっている。

一般会計については、歳入263億1876万余円、歳出252億4565万余円、形式収支（歳入歳出差引額）は、10億7310万余円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源1億7614万余円を差し引いた実質収支は、8億9696万余円となっている。

特別会計については、瀬戸内市国民健康保険特別会計ほか5特別会計の歳入総額は92億1586万余円、歳出総額は89億6863万余円となり、形式収支は2億4722万余円となっている。2年度については、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、形式収支と実質収支が同額となる。

表4 令和2年度決算の状況

(単位:円)

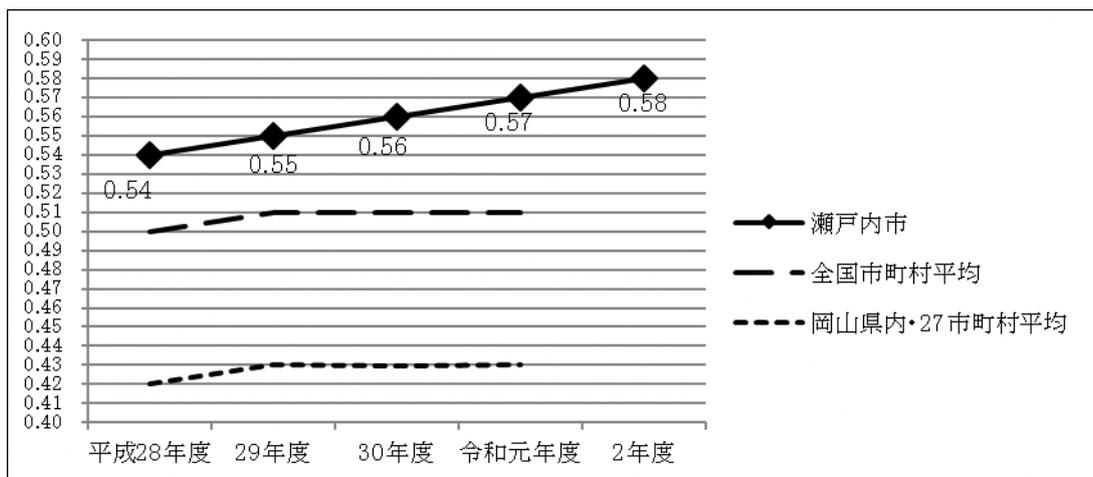
区 分	歳 入	歳 出	形 式 収 支	翌年度へ繰り 越すべき財源	実 質 収 支
一 般 会 計	26,318,763,441	25,245,655,745	1,073,107,696	176,140,555	896,967,141
特 別 会 計 合 計	9,215,862,088	8,968,633,049	247,229,039	-	247,229,039
国民健康保険特別会計	4,018,199,084	4,017,640,052	559,032	-	559,032
国民健康保険診療施設 裳掛診療所特別会計	26,265,692	26,065,397	200,295	-	200,295
介護保険特別会計	4,372,614,410	4,238,764,892	133,849,518	-	133,849,518
後期高齢者医療 特別会計	591,369,887	591,039,940	329,947	-	329,947
土地開発事業特別会計	40,019,821	10,160,132	29,859,689	-	29,859,689
企業団地造成事業 特別会計	167,393,194	84,962,636	82,430,558	-	82,430,558
総 計	35,534,625,529	34,214,288,794	1,320,336,735	176,140,555	1,144,196,180

表5 予算に対する執行率

(単位:円、%)

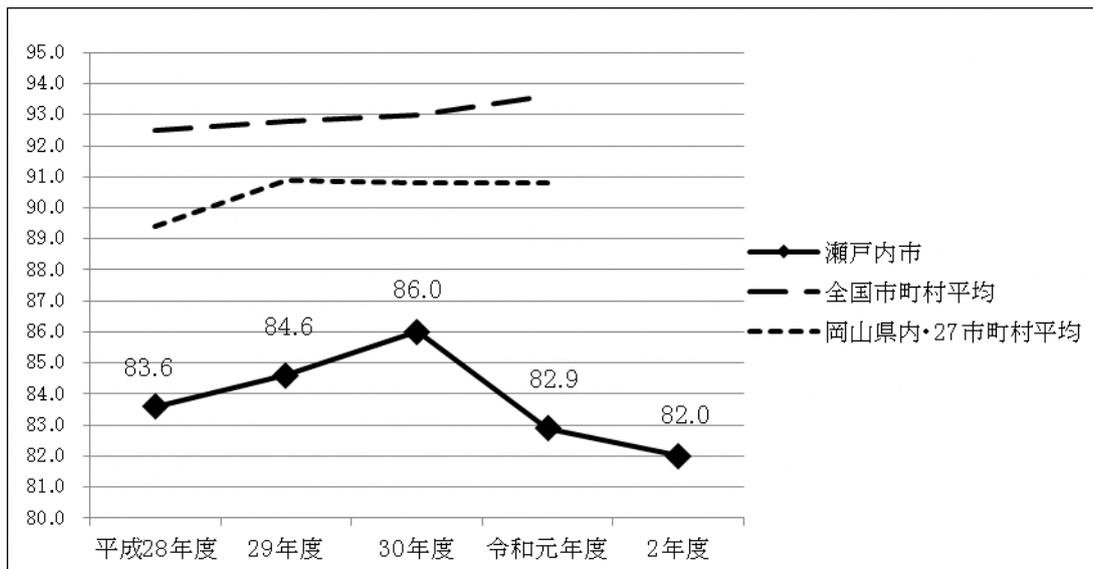
区 分	予 算 現 額	歳 入	歳 出
一 般 会 計	27,982,118,789	94.1	90.2
特 別 会 計 合 計	9,442,143,000	97.6	95.0
総 計	37,424,261,789	95.0	91.4

図1 財政力指数の推移



(注1) 財政力指数は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。  
 (注2) 令和2年度の他市町村の財政力指数は、現時点で未公表のため表示していない。

図2 経常収支比率の推移



(注1) 経常収支比率は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。  
 (注2) 令和2年度の他市町村の経常収支比率は、現時点で未公表のため表示していない。

